

9 遺産から生ずる果実は、全相続人のもの

遺産の中に賃貸用不動産があり、相続開始後も賃料収入がある場合、その賃料収入は誰のものか？という問題があり、見解が分かれていました。

その後、下記の判例が誕生して、その論争はなくなりました。

しかしながら、この判例のあることを知らない人が多く、円満に遺産分割が成立したと喜んでいたところ、その直後、相続開始後遺産分割までの間に生じた賃料について、清算の請求が出、思わぬ出費を強いられることになるということがあります。注意が要るところです。

最高裁平成17年9月8日判決

遺産は、相続人が数人あるときは、相続開始から遺産分割までの間、共同相続人の共有に属するものであるから、この間に遺産である賃貸不動産を使用管理した結果生ずる金銭債権たる賃料債権は、遺産とは別個の財産というべきであって、各共同相続人がその相続分に応じて分割単独債権として確定的に取得するものと解するのが相当である。遺産分割は、相続開始の時にさかのぼってその効力を生ずるものであるが、各共同相続人がその相続分に応じて分割単独債権として確定的に取得した上記賃料債権の帰属は、後にされた遺産分割の影響を受けないものというべきである。

したがって、相続開始から本件遺産分割決定が確定するまでの間に本件各不動産から生じた賃料債権は、被上告人及び上告人らがその相続分に応じて分割単独債権として取得したものであり、本件口座の残金は、これを前提として清算されるべきである。